

第 六 十 六 号 議 案

江戸川区立障害者支援ハウス条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年六月二十一日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区立障害者支援ハウス条例の一部を改正する条例
江戸川区立障害者支援ハウス条例（平成十四年十二月江戸川区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第十五条中「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人であつて、区長が指定するもの」を「区長が指定する者」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

江戸川区立障害者支援ハウスの管理を行わせる指定管理者の要件を緩和し、応募団体の範囲を拡大するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。